

中小規模事業所向け 省工ネ型換気・空調設備 導入支援事業

～ 事業説明動画 ～



公益財団法人 東京都環境公社
(愛称：クール・ネット東京)

1. 事業概要

【事業の目的】

都内の中小規模事業所において、換気の確保並びにエネルギー消費量及びCO₂排出量の増加抑制を両立させることを目的として、都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者等に対し、高効率な換気設備と空調設備（省エネ型換気・空調設備）の導入に要する費用の一部を助成するものです。

【都内の現状】

※都内温室効果ガス排出量のほとんどがエネルギー起源CO₂であり、その排出量は、業務・産業部門が全体の半分近くを占めています。

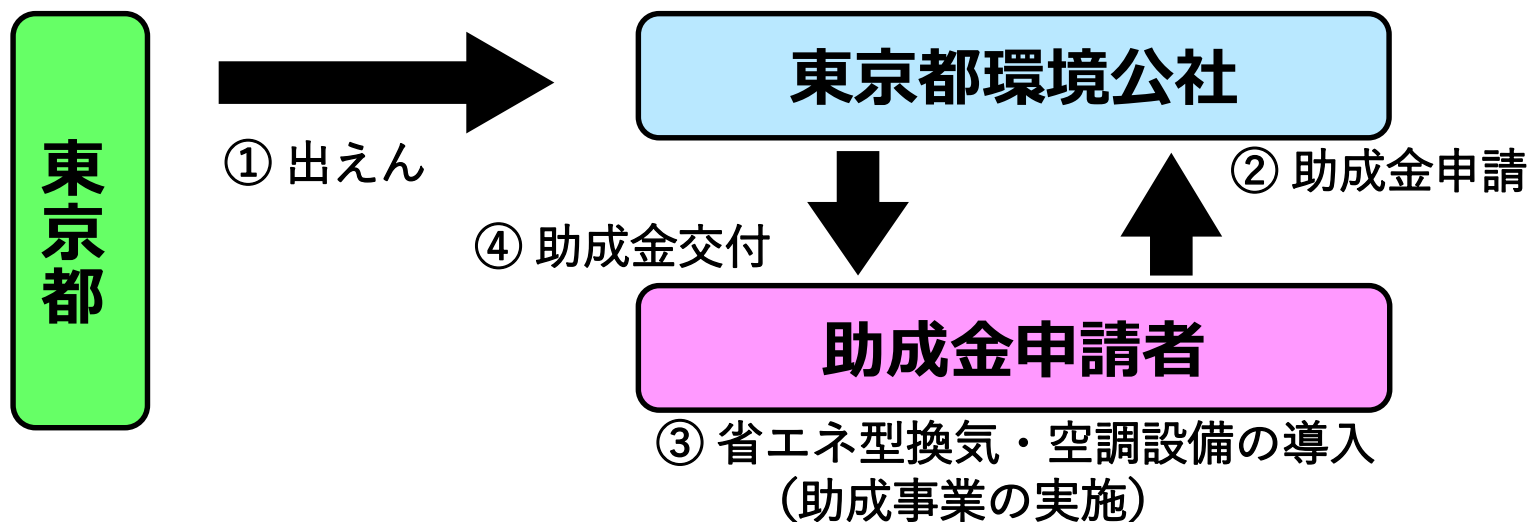
【業務・産業部門のCO₂排出量】

- ・大規模事業所 : 約 4 割
- ・中小規模事業所 : 約 6 割 (約63万事業所)

1. 事業概要

【事業スキーム】

東京都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。公社は基金を原資として、助成対象となる省エネ型換気・空調設備を導入した事業者に対して、その経費の一部について助成を行います。



1. 事業概要

【事業概要】

項目	内容
申請受付期間	第1回： 令和4年7月31日（日）（予定） まで ※第2回は、決まり次第、HP等でご案内
事業規模（予算）	64.5億円 （49.6億円＋補正予算額 14.9億円）
助成対象事業者	都内で中小規模事業所を所有又は使用する 中小企業者等
助成対象経費	省エネ型換気・空調設備の導入に係る経費 （設計費、設備費、工事費、処分費）
助成率	助成対象経費の 2/3 （上限額： <u>1,000万円</u> ）

※令和4年3月1日から同年4月18日までに契約・発注した経費で本事業の要件を全て満たすものについては、助成対象となります

2. 助成対象事業者

【特定中小企業者等】

1. 都内で中小規模事業所を所有又は使用していること
2. 下記に該当する事業者であること
 - ・中小企業者（大企業の関与がないもの）
 - ・個人事業主 ・学校法人 ・医療法人 ・社会福祉法人
 - ・一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人
 - ・その他公社が適当と認める事業者

【中小規模事業所の定義】

※燃料・熱・電気の使用量を原油に換算した合計の量（原油換算エネルギー使用量）が年間1,500kL未満の事業所等のことをいいます。

- 【判断の目安】
- ・延床面積 : 3 万m²程度未満
 - ・年間光熱費 : 1 億円程度未満

2. 助成対象事業者

【その他の事業者】

特定中小企業者等と契約により共同して助成事業を実施しようとするリース等事業者及びESCO事業者

【共同申請の要件】

1. 事業が終了するまでの期間、継続するリース契約（もしくは割賦販売、ESCO契約）を締結すること
2. 上記契約におけるリース料（もしくは割賦販売価格、サービス料）から助成金相当額が減額されていること
3. ESCO事業者においては、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者に登録している事業者であって、1年以上継続して実施するESCO契約で、当該契約に係る計測・検証を伴う実績を有する事業者であること

2. 助成対象事業者

【除外対象】

下記に該当する個人又は団体は助成対象事業者とはなりません。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係者等
- ・本事業と同一の内容で国その他の団体（区市町村を除く。）から補助金等の交付を受けている、又は受けることが決まっているもの（東京都の省エネ促進税制を含む）
- ・過去に税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの
- ・国又は地方公共団体の出資を受けているもの

3. 助成対象事業

【要件】

1. 都内で所有又は使用する中小規模事業所に換気設備又は空調設備を導入すること
2. 助成対象設備を導入する事業所について、地球温暖化対策報告書を提出すること
(工事完了時及び工事完了の翌年度から3年間)

【地球温暖化対策報告書とは】

都内の中小規模事業所における、年間のエネルギー使用量やCO2排出量、実施中の省エネルギー対策等を、事業者単位でとりまとめて、都へ報告する制度です。本報告書の取組を通して、事業活動に伴うCO2排出抑制の推進を図ることを目的としています。

3. 助成対象事業

【要件】

3. 換気設備の導入により、事業所における必要換気量
(1人当たり毎時30m³以上)が確保されること。
(導入前より換気量が減少する計画は対象外)

【必要換気量の算出方法】

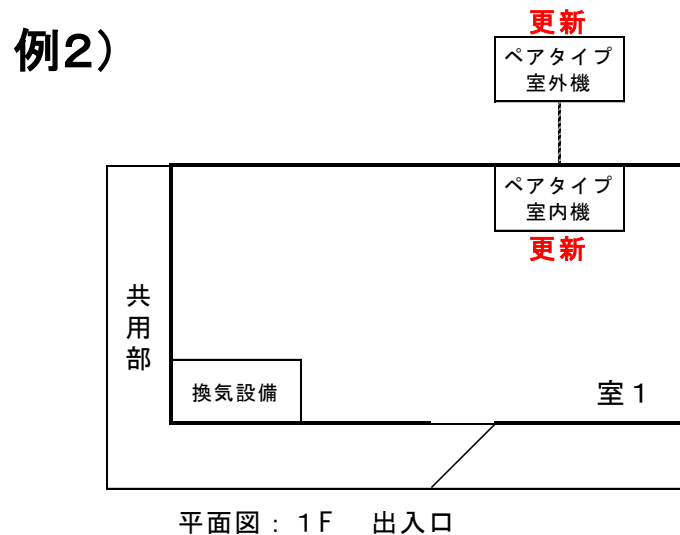
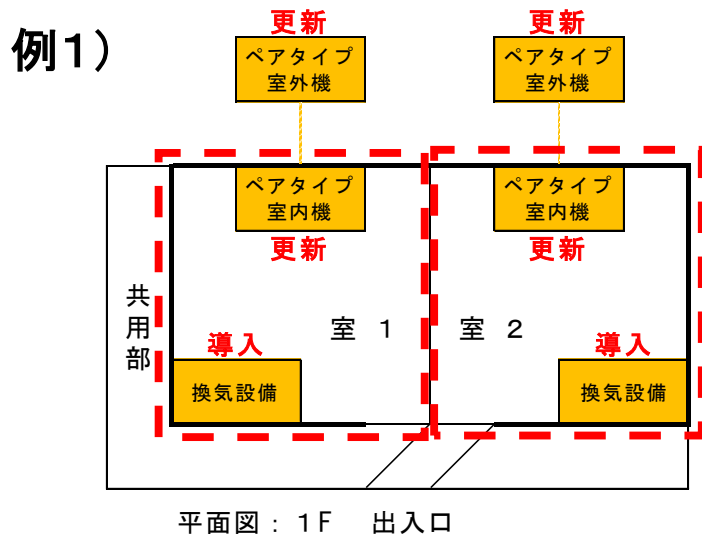
上記の必要換気量の算出に当たっては、公社指定の様式である「換気量・省エネ計算シート」を使用していただきます。当該シートに、助成対象事業所の建物(室)用途、床面積、導入前後の換気設備等の情報を入力することで、自動的に要件を満たしているかどうか分かるようになります。

※詳細は募集要項及び公社ホームページをご確認ください。

3. 助成対象事業

【空調設備導入時の注意点】

1. 換気設備（助成対象設備）と同時に更新すること（更新のみ対象）
2. 換気設備の換気範囲を含む室内に設置されるものであること



--- 換気範囲の室

■ 助成対象設備

□ 助成対象外設備

3. 助成対象事業

【空調設備導入時の注意点】

3. 導入設備の更新前後の比較により、省エネ化が見込まれること

【「省エネ化」の判断】

本事業で言う「省エネ化」とは、既設設備及び更新設備を比較して、原油換算エネルギー使用量が削減されていることです。

原油換算エネルギー使用量等の算出に当たっては、必要換気量の算出で用いる「**換気量・省エネ計算シート**」を使用していただきます。当該シートに、必要情報を入力することで、自動的に要件を満たしているかどうか判定されます。

※詳細は募集要項及び公社ホームページをご確認ください。

4. 助成対象設備

【要件】

1. 換気設備…**導入必須**（更新・増設・新設を対象）

対象区分	要件詳細
①高効率換気設備	比消費電力が 0.4W/ (m³/h) 以下 であること。 ※比消費電力(W/(m ³ /h))=消費電力(W)÷換気量(m ³ /h)
②熱交換型換気設備	・ JIS B 8628 に規定されるものであること。 ・熱交換率が 40%以上 であること。 《令和4年4月19日から令和4年7月31日まで》 助成対象事業所のうち 工場、倉庫その他公社が認める施設のみ
③換気・空調一体型設備	次のページに示す「高効率空調設備」の要件を満たす設備であること。

4. 助成対象設備

【要件】

2. 高効率空調設備…導入は任意(更新のみを対象)

対象区分	要件詳細	
①電気式パッケージ形空調機	次のⅠ又はⅡのいずれかの条件を満たす設備であること。 Ⅰ. <u>導入推奨機器指定要綱</u> の指定基準を満たすもの Ⅱ. <u>クレジット算定ガイドライン</u> の認定基準を満たすもの	
②ガスヒートポンプ式空調機		
③中央熱源式空調機		<u>クレジット算定ガイドライン</u> の認定基準を満たす設備であること。
④ルームエアコン		<u>統一省エネルギーラベル</u> 4つ星以上の設備であること。

4. 助成対象設備

【各種ガイドラインについて】

1. 導入推奨機器指定要綱

「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱(東京都環境局)」のこと

2. クレジット算定ガイドライン

「総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン(東京都環境局)」のこと

【詳細について】

詳細については、公社ホームページにて紹介しております。
下記URL及びQRコードよりご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/vent>



4. 助成対象設備

【各種ガイドラインについて】

3. 統一省エネルギーラベル

製品の省エネ性能を表す省エネラベルや相対的な多段階評価、年間の目安電気料金などを製品本体や近傍、製品カタログ等に表示するもの

表示例)



省エネ基準達成率	多段階評価
121%以上	★★★★★
114%以上121%未満	★★★★
107%以上114%未満	★★★
100%以上107%未満	★★
100%未満	★

5. 助成対象経費

【対象となる経費】

項目	内容
①設計費	<u>機器の導入等に係る設計</u> に必要な経費
②設備費	<u>機器の購入等</u> に必要な経費 (例) 換気機器、空調機器、その他付属機器等
③工事費	<u>配管、配電等の工事</u> に必要な経費 (例) 労務費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、総合試験調整費、立会検査費等
④処分費	既存設備の <u>撤去・処分費用</u>

6. スケジュール

申請の受付期間 : 第1回 **令和4年7月31日(日)(予定)**まで
(第2回は、決まり次第、HP等でご案内)

※予算枠を超過した段階で申請受付は終了
1事業所につき申請は、1回まで

	令和4年						令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1月	...	11月
申請受付	申請期限 : 令和4年7月31日(日)(予定)								
審査 ~ 交付決定	交付申請から2ヶ月程度※								
事業期間	助成事業(工事)の実施								
事業完了	助成事業完了【最終期限 : 令和5年11月30日(木)】								

※申請から交付決定までの期間は、審査内容や申請件数、その他の事業により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

7. 申請手続き

【必要書類】

必要書類	備考
①助成金交付申請書【第1号様式】	公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード
②助成事業経費内訳書【第1号様式別紙】	
③助成事業実施計画書【第2号様式】	
④換気量・省エネ計算シート	
⑤工事見積書又は入札等の証憑	3社以上取得すること
⑥商業・法人登記簿謄本	全ての助成対象事業者のもの
⑦建物登記簿謄本	助成対象事業所のもの
⑧納税証明書	事業税の納税証明書等
⑨その他公社が指示する書類	※募集要項をご確認ください。

7. 申請手続き

【書類の提出方法】

提出方法	詳細
①オンライン	<p>【申請先】</p> <p><u>公社ホームページのリンク</u>よりお進み頂き、必要事項を入力し、申請書類を添付した上で申請してください。詳細については、公社ホームページをご確認ください。</p>
②郵送	<p>【提出先】</p> <p>〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10F 東京都地球温暖化防止活動推進センター 事業支援チーム 宛</p> <p>※簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。不着による不利益については、公社及び都は一切の責任を負いません。</p>

8. お問い合わせ

【問い合わせ先】

＜電話番号＞

03-5990-5089

【ヘルプデスク開設時間】

平日9:00~17:00（12:00~13:00を除く）

※電話での回答は一般的な内容に限らせていただきます。
個別の案件に係る質問はメールにてお問い合わせください。

＜メールアドレス＞

cnt-jigyoshien@tokyokankyo.jp

※メール件名記入例

【株式会社●●】中小換気事業問い合わせ



クール・ネット東京

<公社ホームページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/vent>



ご視聴いただき
ありがとうございました

